

令和5年度 第2回地域連携会議 議事録

令和6年1月19日 13:30～15:30

玉野市役所 3階大会議室

司会：事務局

- 1 長寿介護課長 挨拶
- 2 会長 挨拶
- 3 市による説明
 - ① 玉野市成年後見支援センター活動報告 (資料1)
 - ② 玉野市の市民後見人養成状況について (資料2)

4 協議する事項

1 玉野市市民後見人の活動について (資料3)
今年度、本市では6名の方に、玉野市市民後見人養成実務研修を受講していただき、無事、すべての養成課程が終了いたしました。 また、先日行いました市民後見人候補者名簿登録面接では、6名すべての方が、名簿登録され、市民後見人として活動できる体制が整いました。(50歳代の方3名、60歳代の方3名) 本市における、市民後見人の受任形態は、これまでの会議でのご意見や、市民後見人養成者の要望から、専門職後見人との複数後見、もしくは、法人後見としての形態などが妥当と考えております。
【説明】 ① 名簿登録後の市民後見人が、家庭裁判所から選任されるためには、受任者調整会議での検討方法、ケースとのマッチング等、どのような取組をしたらよいか、ご意見をいただきたい。 ② 受任者調整会議で、専門職と市民後見人との複数後見が妥当とされた場合、各専門職とどのように連携・調整を図れば良いのか、ご意見をいただきたい。 ③ 課題解決後に専門職後見人から、市民後見人に交代するリレー方式などの選択肢についても、ご意見をいただきたい。
【委員意見】 (委員) 市民後見人一人に対して、何人ぐらいを担当してもらうのか。 (事務局) 研修を終了したからといって、すぐに何件ものケースを受任できるとは思っていない。法人後見や、専門職との複数後見を行なってもらいながら、徐々に学んでいてもらいたいと考えている。 (委員) まずは一人を担当してもらうイメージか。 (事務局) いきなり複数は難しいと考えているので、まずは、一人から担当してもらおうと思っている。 (委員) 玉野市は市民後見人の名簿登録をして、裁判所には提出するのか。 (事務局) 今のところ提出する予定はない。 (委員) 裁判所から市民後見人を打診されるというわけではなく、市長申立てのうち、受任者調整会議での検討ケースの中から市民後見人を候補者とするイメージか。 (事務局) その通り。

(委員)「家庭裁判所から選任されるためには。」ということだが、以前は、家庭裁判所から、「受任者調整会議で検討して欲しい。」とのことであったが、それ以後、家庭裁判所からの要望はあったのか。

(事務局) 特段の要望はない。

(オブザーバー) 裁判所から、「この事案には、このような後見人を推薦してください。選任するためにはこうしてください。」とは言えないが、家庭裁判所と、支援してくださる方の「目線合わせ」は、必要と考えている。なぜこの方が推薦されたのかの事情をお聞きすることもあろうかと思う。

(委員) 市民後見人を推薦する、ある程度の資料を裁判所に提出した方が良いと思われる。
→市民後見人と本人とのマッチングの結果を資料として提出するなど。

(事務局) 受任者調整会議で、市民後見人と、専門職後見人の2名が妥当とされた場合、後見事務の分掌や、報酬の按分も必要になるものと思われる。市民後見人との複数受任を専門職団体に推薦を依頼した場合、単独受任と同様に専門職を推薦してもらえるのか。

(委員) 市民後見人に対するアセスメントや、受任者調整会議で市民後見人との複数後見が妥当とされた理由等を推薦依頼に記載してもらえれば、社会福祉士会として、複数後見としての人選を行うことになる。ただし、どのような専門職が複数で行うとしても、中核機関として、市民後見人が困らないよう、バックアップや相談、フォローが行える体制を整備してもらいたい。

(事務局) 市民後見人養成者からも、「専門職との複数後見が良い」との意見が多数であった。
玉野市は専門職との複数後見で進めて良いか。

(会長) パブリック法律事務所の津山支所では、今までに30件程のケースをおもに市民後見人との複数後見で行っている。はじめから市民後見人に財産管理等も委ねて、パブリック事務所は監督人的な立場で関わることもある。しかし、今の市民後見人の意見を踏まえれば、いきなりはハードルが高いと思われるので、はじめは、専門職後見人が財産管理を行い、市民後見人は、身上監護面の支援を行う。また、金額の大きくない日常生活費等の管理を行なってもらいながら、慣れていってもらうことが、妥当ではないか。

ただ、他市の状況が分かっていないので、他市の状況が分かる方がいれば、教えてもらいたい。

(事務局) 岡山市で、令和4年度に市民後見人の交流会に参加させてもらったが、単独で受任されている方は、看護師としての経験のある方や、社協の法人後見での経験がある方であった。

(委員) 役割分担をどうするかというところで、はじめから、財産管理も含めて任せているというところは、少ないように思う。今まで市民後見人の養成プロセスがあったとしても、行うのは初めてのため、相手の専門職の方に、「一緒に市民後見人を育てていこう」というような認識・労力が必要。繰り返しになるが、最初は市民後見人が困らないよう、バックアップや相談、フォローが行える体制の整備が必要である。

(会長) 複数後見になった場合は、相手の専門職や法人が、きちんと「市民後見人を養成する」という認識・フォローアップ体制が必要と思われる。

あと、③ 課題解決後に専門職後見人から、市民後見人に交代するリレー方式などの選択肢についても、ご意見をいただきたい。とあるが、このことは、他市で既に実績等があるのか。

(事務局) 他市の実績については不詳であるが、申立て時、市から市民後見人を推薦できるケースが、非常に少ないのではないかと予想している（年間1～2件）。ニュースレター（資料）のQ&Aにもあるが、このような方法で、市民後見人が担当できるケースが少しでも増えればと思い、お聞きした。

(会長) 専門職や、法人が後見人として担当したケースで、課題が解決し、落ち着いたケースであれば、後から、市民後見人を追加で選任または交代してもらうこと等は可能ではないかと思われる。

検討事項の①、②、③をまとめると、玉野市の市長申立てを行うケースを受任者調整会議で協議し、専門職と市民後見人との複数後見が妥当とされた結果を申立て時に裁判所へ提示するというイメージでよいか。申立て前に裁判所との調整が必要か。

市民後見人を候補者としても、選任されない場合もあるかと思う。

(事務局) 以前、委員から、市民後見人とのケースのマッチングを経た後、候補者として申立てを行うところもあると聞いたが、選任されるかも分からない状況で、マッチングを行うのか。

(委員) 確か、岡山県ではなく、京都のあたりだったかと思う。後日、資料をお渡しする。先ほどの、リレー方式であるが、以前、自分が後見人となっているケースで、課題も解決し、市民後見人に引き継げるのではないかと、親族に打診したケースがあったが、これまでの被後見人、親族との関係性もあるため、引き続き担当を依頼された。市民後見人が無償なら話は別と思われるが、リレーするにあたっては、本人、親族へ市民後見人のメリットを丁寧に説明する必要があると感じた。

(委員) 玉野市は、どのような市民後見人活躍のイメージをもっているのか。どういうビジョンをもって、マッチングしていくのが重要である。

もちろん市民後見人の意向や、経験もあると思うが、施設入所だから市民後見人というようなことではなく、このケースに市民後見人が関わることで、被後見人の生活が、このように良くなるのではないかという積極的な見立てが必要である。

リレー方式にもいろいろとあり、社協の法人後見で関わっていた支援員が、市民後見人として、引き継ぐケース。社協の法人後見で関わっていた支援員が、社協との複数後見での市民後見人となり、さらに単独の市民後見人として引き継ぐケース。そういった、2段階、3段階のリレー方式もある（総社市）。

専門職の中には、市民後見人の役割に理解をされている方もおられるが、後見業務を収益事業として見なしている方の場合、大変なところを専門職後見人がやった後、市民後見人に引き継ぐということにインセンティブがなければ、現実的には難しいのではないか。そのあたりは、たまのネットワーク懇談会等に市民後見人が参加していただき、専門職とのコミュニケーションやお互いの意向を確認して進めていければと思う。

(会長) 社協の法人後見で関わっていた支援員が、市民後見人として、引き継ぐケースの紹介があったが、玉野市ではどうか。

(委員) 今年度、市民後見人の実務研修を受けられた方で、以前社協で法人後見の業務をされていた方が1名おられたが、現在、玉野市社協では、市民後見人へのリレー方式を前提とした法人後見業務は行っていない。

(会長) 事務局等で他に何か聞いておきたいことはあるか。

(事務局) 複数後見での申立てをする際は、申立書に複数の候補者を記載するのか、それとも先に専門職後見人を選任してもらい、後に市民後見人を追加で選任してもらうのか。

(オブザーバー) 事案によりけりであると思われるが、当初から複数後見で行うということであれば、複数の候補者を候補者欄に記入してもらってよい。岡山では、市民後見人の負担軽減のためにも、複数選任を基本としている。その他、市民後見人の要望については、その都度、裁判所に相談していただきたい。

2 市民後見人フォローアップ研修の内容について (資料3、資料4-1、資料4-2)

今年度、市民後見人の養成・名簿登録を行ったところですが、市民後見人の需要は、おおよそ年間1～2ケース程と想定しています。そのため、市民後見人名簿登録者全員に、すぐに後見人候補者をお願いできる状況ではないことから、毎年フォローアップ研修等を行う予定です。

【説明】

市民後見人名簿に登録した後のフォローアップ研修の内容について、また研修体制について御意見をいただきたい。(具体的な開催日時、内容等)

委員意見

(会長) 事務局の方では、年に何回くらいこういった研修が必要と考えているか。

(事務局) フォローアップ研修については、実際に市民後見人として活動できない方が、業務内容等の学び直しや、スキル維持のため、年に1回程度の開催を考えている。

(会長) 座学を基本として考えているのか、実務的な内容を考えているのか。

(事務局) 座学、実務的な研修、専門職を交えた意見交換会、事例検討等、内容の指定はない。

(会長) 私の感覚では、年に1回程度では少ないように思われるが、他市の状況はどうか。

(事務局) 養成した市民後見人のうち、僅かしか選任されていないという状況は、他市も同じである。市民後見人の養成を行った市町村は、養成者のモチベーション維持のためにもフォローアップ研修を行っているところがほとんどであり、資料として、他市のフォローアップ研修のタイトルのみ資料としてお配りした。だいたい年に1～2回程度、多いところは、月に1回程度、フォローアップ研修が行われている。

(委員) フォローアップ研修に関しては、担当するケースが、高齢者なのか、障害者なのかによって必要とされる情報が違って来る事も考えられる。市民後見人が、困ったときの窓口が、中核機関等にあればいいと思う。また、市民後見人が行っていることの確認の意味でも、年に1～2回程度、交流会のようなものが必要と思われる。後見人が多くなれば、回数の調整も必要。

(委員) 市民後見人の実際の経験がない方が多いのであれば、経験者からの事例検討等が有効ではないか。

(委員) 市民後見人が、どういったことを知りたいのか、学びたいのかのニーズを把握することが必要である。

(委員) リーガルサポートでは、必須の研修として、倫理研修と、グループディスカッションでの研修がある。特に事例検討でのグループディスカッションは、学びがたくさんある。年間1回の研修では少なすぎるので、事例検討1回と市民後見人養成者にアンケートをとって、学びたい内容の研修1回するのが良いのではないか。

(会長) 実務研修でお会いした市民後見人養成者の中には、名簿登録後は、放置されるのでは

ないかとの危機感を持っている方もいる。市が主催の研修や、社協、たまのネット懇など、様々な形の研修があってもよいのではないかな。 (委員) 市が試算した、市民後見人の需要(1~2件/年)の根拠を教えてください。また、市民後見人養成の数年間の間、一方的に情報を受け取る研修が多かったように思う。活動された方からの情報を発信する交流会等も積極的に行なってもらいたい。 「ネット懇」への参加、「何でも相談会」への参加も有効と思われる。 (委員) 座学に関しては、市民後見人等も参加できる研修も多いので、市民後見人への研修情報の発信や、市民後見人からの相談窓口の設置、交流会等も必要と思われる。 (会長) まとめると、研修会が、年1回では心許ないので、市民後見人のフォローアップについては、市主催の研修の他、社協、ネットワーク懇談会も可能な限り協力したい。 座学だけでなく、事例検討、ディスカッション、他市の市民後見人との意見交換・交流等も考えていく。 (事務局) 研修については、今日お集まりの委員のご協力をいただけるのか。 (会長) そういうことで、かまわない。 (事務局) 先ほど質問にあった、市民後見人の需要が年間1~2件の根拠について。 玉野市が市長申立てを行うケース(年間15~20件)のうち、大きな問題がなく、受任者調整会議で、市民後見人と、専門職の複数後見が、妥当と判断される事例は、年間1~2ケースと思われる。

3 事例検討 (資料3、資料5)
【説明】 令和3年度に市長申立てを行った事例で、玉野市社会福祉協議会が後見人に選任され、井上委員が担当されている事例について、ご検討いただきたい。
委員と共に事例検討を行う。

5 次回の地域連携会議の日程及び内容について

① 日程 令和6年7月頃

6 副会長 挨拶